第37号議案

多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月19日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部 を改正する条例

多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例(平成24年多摩市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「慶弔休暇」の次に「、同項第10号の交通しゃ断等休暇 (規則で定めるものに限る。)」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の規定は、令和2年3月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に勤務を割り振られた非常 勤一般職員が、感染症のまん延を防止するための措置により当該勤務をする ことができないと任命権者が認める場合において当該勤務をしないとき又は 年次有給休暇を請求し、これを与えられたときは、多摩市非常勤一般職員の 任用及び勤務条件等に関する条例第10条第1項第10号に規定する交通し や断等休暇を請求し、及びこれを承認されたものとみなす。

第38号議案

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月19日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正 する条例

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例(平成24年多摩市条例 第43号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、臨時職員」を「臨時職員」に改め、「生理休暇」の次に「を承認し、並びに臨時職員に交通しや断等休暇」を加える。

第10条中「取得した時間数」の次に「及び前条に規定する交通しや断等休暇(規則で定めるものに限る。)を承認された時間数」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の規定は、令和2年3月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に勤務を割り振られた臨時職員が、感染症のまん延を防止するための措置により当該勤務をすることができないと任命権者が認める場合において当該勤務をしないとき又は年次有給休暇を請求し、これを与えられたときは、改正後の第9条に規定する交通しや断等休暇を請求し、及びこれを承認されたものとみなす。